

第 20 号 議 案

長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 21 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年長崎県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（趣旨） 第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。	（趣旨） 第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用及び第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 個人番号 法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。

- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 略	
2 知事	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて外国人に対し行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
3～6 略	

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 略		
2 知事	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法の規定に準じて外国人に対し行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「外国人保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
3 知事	生活保護法の規定に準じて外国人に対し	略
		生活保護法による保護の実施又は就労

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 略	
2 知事	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて外国人に対し行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
3～6 略	

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 略		
2 知事	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法の規定に準じて外国人に対し行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「外国人保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
3 知事	生活保護法の規定に準じて外国人に対し	略
		生活保護法による保護の実施又は就労

	行う保護の決定及び 実施又は徴収金の徴 収に関する事務で あつて規則で定める もの	自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給 付金</u> の支給に関する情報（以下「生活 保護関係情報」という。）であつて規則 で定めるもの		行う保護の決定及び 実施又は徴収金の徴 収に関する事務で あつて規則で定める もの	自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の 支給に関する情報（以下「生活保護関 係情報」という。）であつて規則で定め るもの
4～13 略			4～13 略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）等の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。